

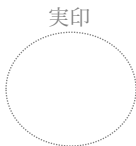
年 月 日

## ネクサスバンク【フラット 35】融資実行金の振込依頼書

### 【資金の代理受領に関する委任状】

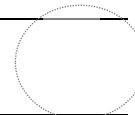
株式会社ネクサスバンク 御中

委任者（申込人）



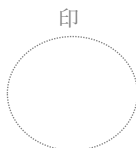
住 所

実印



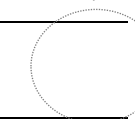
氏 名

受任者（代理受領者）



住 所

印



名称・氏名

【委任者との関係：】

- ◆ 委任者は、上記の者を受任者と定め委任する。
- ◆ 委任者は、資金の受領方法を下記のとおり指定する。
- ◆ 委任者および受任者は、貴社に対し下記のとおり特約事項を締結する。

#### 記

- 先に貴社に借入申込みを行った長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット 35】の請求に関する事、ならびに受領に関する事。
- 資金の受領方法は次の金融機関の口座へ振込むとする。

金融機関名	ﾌｶﾞﾅ	金融機関コード	支店名	ﾌｶﾞﾅ	支店コード
口座の種類	1. 普通預金 2. 当座預金	口座番号（右つめて記入）			
口座名義人 （受任者）	ﾌｶﾞﾅ				

#### 3. 特約事項

- この請求ならびに受領の方法は委任者の責任において希望するものであり、受任者においても当該資金受領の上は、売買契約または請負契約上の瑕疵その他の事由により紛争が生じた場合でも、貴社および独立行政法人住宅金融支援機構には一切迷惑をかけることなく委任者と受任者の間ですべてを解決すること。
- 委任者は本件に委任事項を受任者以外の者に重ねて委任しないこと。また、受任者は復代理人を選任しないこと。
- 委任者は貴社に対して有する融資金請求の権利を他に譲渡あるいは質入しないこと。
- 前記借入金は受任者が受領することとし、委任者はこれを受領しないこと。
- 本件委任の任意解除・変更等については全て委任者・受任者双方連署の書面により速やかに貴社に届け出るものとし、これによらない場合には貴社が資金交付を留保しても異議がないこと。
- 本件委任についての法定の終了事由（死亡・破産等）が発生した場合には、委任者または受任者が速やかに貴社に対し書面により届け出をすること。また、この届け出がないまま貴社が本件委任の内容に従って受任者に借入金を交付した場合には貴社が免責させること。
- 受任者が代理受領すべき金額は借入金額総額から下記の諸費用等を控除した残額となることを了承していること。
  - ・【フラット 35】の融資手数料
  - ・委任者に融資済みの提携住宅つなぎローンの元金

以上